

募集します!!市民活動支援補助金

市民の創意を生かした個性的で魅力的なまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む活動を支援することを目的として、令和3(2021)年度市民活動支援補助金事業を募集します。

補助対象事業

本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、市民が自ら取り組む市民活動（非営利・公益・自発性）としての事業です。（令和4(2022)年3月31日までに終了する事業）

原則として市内で行う事業が対象です。

※ 政治・宗教・営利活動を目的とする事業、市や市の外郭団体等から補助を受けている事業、すでに恒例として行われている夏祭りなどの事業、一過性の事業、学校の授業や通常の部活動として行う活動（ボランティア活動を含む）は除きます。

【参考】令和2(2020)年度実施状況

○フードバンクあしかが

○若者に響く足利市「新」プロモーション動画制作と発信～エンターテインメントでアップデート～

○発達障がい児者への理解を深める事業

○聖地巡礼のススメ

足利をもっと
良くしたい!



補助対象団体

◇市民自らが企画し、自主的に取り組む市民活動を行っている団体

◇5人以上で組織され、事務所が市内にある団体

◇政治、宗教、営利活動を目的とせず、暴力団及びその構成員に関係しない団体

◇定款や規則（規約）、会則を有し、自主的で継続的な活動を行なっている団体

◇事業の企画運営から実施報告まで責任を持って行える団体

◇法人にあっては、市税に未納がない団体

補助額

◇市民活動育成支援資金（設立後3年以内の団体が行う事業）

＝10万円（若者支援コースは5万円）を限度とし、1団体1回限り。

（ただし備品の購入は、補助対象事業費の2分の1以内）

◇市民活動推進支援資金（設立後3年を超える団体が行う事業）

＝補助対象事業費の2分の1以内で、50万円を限度とし、1事業1回限り。

手続き

◇令和3(2021)年4月1日(木)から4月30日(金)までに、申請書類（事業計画書・年間スケジュール、収支予算書・支出内訳、団体の規約・名簿などは**各1部**、参考資料は**15部**）を直接、**市民生活課（市役所本庁舎1階）**へ提出

◇募集要領及び申請書類などは、市民生活課及び市民活動センターで配布のほか、市ホームページ（市民生活課）からダウンロードできます。

<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/sienhojyo.html>

◇提出後、5月下旬(予定)に行われる選考委員会で、各団体に**公開プレゼンテーション**を行っていただき選考します。なお、補助金の交付を受けた団体は、翌年度の事業報告会に出席し、活動の成果を報告していただきます。



お問い合わせ・提出先 足利市役所 生活環境部 市民生活課
生活安全担当 TEL 20-2154